

平成二十八年十月四日受領
答弁第一〇〇号

内閣衆質一九二第一〇号

平成二十八年十月四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員初鹿明博君提出北部訓練場ヘリパッド建設現場への陸上自衛隊ヘリコプターによる重機搬入に
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出北部訓練場ヘリパッド建設現場への陸上自衛隊ヘリコプターによる重機搬

入に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

北部訓練場のヘリコプター着陸帯の移設工事については、当該工事に反対する人々によって、国の所有地である進入路等における車両の駐車、テント等の設置等の妨害行為が行われ、陸路による資機材の運搬が困難となっていたことから、安全かつ円滑に工事を実施するため、ヘリコプターによる資機材の運搬を実施することとし、これに当たって、一部の機材については、その重量の制約上、民間事業者のヘリコプターによる運搬が困難であることから、自衛隊のヘリコプターにより当該機材を運搬したところである。

これは、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第一項第十九号に規定する所掌事務の遂行に必要なものとして防衛大臣の命令により実施したものであり、便宜供与との御指摘は当たらない。

五について

お尋ねについては、当該運搬に係る経費について、他の様々な活動に係る経費と区分して把握しておらず、お答えすることはできない。